

# いじめ防止基本方針

＜平成26年度版＞



葛西南高等学校  
定時制課程

# 平成26年度東京都立葛西南高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

平成26年9月19日

校長 決 定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、まさに重大な人権侵害である。
- (2) 全教職員が、いじめ（はやし立てたり、傍観したりする行為を含む）は絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応ずることが大切であり、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成する。
- (3) 学校として常に教育活動全般において生命や人権を大切にすることを実践することや、教職員が、生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く認識し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

## 2 学校及び学校の教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめの防止等について「東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日 東京都・東京都教育委員会決定）」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安心して学べる学校づくりを推進するため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

#### イ 所掌事項

- 学校いじめ防止基本方針の策定に関すること。
- いじめの未然防止と早期発見の推進に関すること。
- いじめ事象発生時の対応に関すること。
- 教職員の資質向上のための研修に関すること。
- 年間指導計画の企画と立案、点検に関すること。
- 外部専門家や諸機関との折衝に関すること。
- 各取組の有効性の検証に関すること。
- 学校いじめ防止基本方針の見直しに関すること。
- その他学校長が必要と認める事項に関すること。

#### ウ 会議の開催

○年度内に2回の定例会の開催。

○いじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急ケース会議を実施する。

#### エ 委員構成

学校長・副校長・教務部主任、生徒指導部教員、養護教諭、スクールカウンセラー・その他  
学校長が指名する者。

### (2) 校内での具体的な取組

#### ア いじめに対する措置

○ いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

○ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○ いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境を保護者と連携を図りながら整える措置を講ずる。

○ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

○ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、葛西警察等と連携して対処する。

○ いじめや不登校、暴力行為等の問題行動の早期発見するため、ふれあい（いじめ防止強化）月間中に、在籍生徒に対して定期的なアンケート調査・聞き取り調査を実施する。

・生徒対象にいじめや不登校、暴力行為等の問題行動のアンケート調査を年3回（6月、11月、2月）実施する。

・学級担任による生徒からの聞き取り調査 年1回（7月）

#### イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うため担任教員及びスクールカウンセラーによる相談を充実する。

#### ウ いじめの防止のための対策に従事する人材の資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

### (3) 学校サポートチーム

#### ア 設置目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

#### イ 所掌事項

○ 生活指導に係る情報交換に関すること。

○ 生活指導上の問題等の解決に向けての当該生徒及び保護者への支援策の協議及び実施に関すること。

○ 生活指導支援の進捗状況の報告及び成果と課題に対する協議に関すること。

○ その他学校長が必要と認める事項に関すること。

#### ウ 会議開催

学校サポートチームの会議は、必要に応じて学校長が招集する。

#### エ 委員構成

学校サポートチームは、次の者を構成員とする。

学校長、副校長、生活指導部教員、養護教員、スクールカウンセラー、その他学校長が必要と認める者。

### 4 段階に応じた具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 行事、授業、部活動において、生徒の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるように努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動・ボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話・スマートフォン等の正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめのアンケートや教育相談を定期的に随時実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教員と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめ発見・通報を受けたら「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や葛西警察署、江東児童相談所等の関係機関との連携のもとで取組む。
- オ いじめを起こした集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて葛西警察署等と連携して行う。  
特に、ネット上に誹謗・中傷等の不適切な書き込みがあった場合、まず問題の箇所を視認して印刷等の保存措置を講じた上で、学校サポートチームにおいて対応を協議する。さらに、速やかに関係生徒からの聞き取り調査の実施、被害生徒のケア等必要な対応をとる。書き込みについての対応については、被害生徒の意向を尊重した上で削除要請等をプロバイダ、サーバー管理・運営者に対して行う。

#### (4) ふれあい（いじめ防止強化）月間中における調査

いじめや不登校、暴力行為等の問題行動を早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。

- ア 生徒対象にいじめや不登校、暴力行為等の問題行動のアンケート調査を年3回（6月、11月、2月）実施する。

イ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年1回(7月)

(5) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、東部学校経営支援センター支所に速やかに報告する。

イ 学校いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(7) その他留意点

学校いじめ対策委員会は、いじめの実態把握及びいじめに対する措置等が適切に行われたかを適正に自校で評価した結果、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

5 教職員研修計画

(1) 年度初めの職員会議等で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。

(2) 「学校いじめ対策委員会」・「学校サポートチーム」等で検討した内容を職員会議等で報告する。

(3) 校内研修で、年2回「いじめ等問題行動」をテーマとしたケーススタディを実施する。

6 家庭、地域との連携

(1) 家庭との連携

ア 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。

イ いじめがあった場合の生徒変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するよう啓発する。

(2) PTAや地域との連携

ア 学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。

イ PTAといじめ問題について、協議する機会を設ける。

7 関係機関との連携

(1) 教育相談センターや東部学校経営支援センター支所等との連携

ア 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

イ 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。

ウ いじめの状況について報告し、情報を共有する。

エ 出席停止措置について協議する。

(2) 江東児童相談所、警視庁江戸川少年センター等との連携

ア 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

イ 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。

ウ 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

(3) 警察との連携

ア いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に葛西警察署に相談し、連携を図る。

イ 葛西警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

<関係機関一覧>※事案によっては、下記関係機関以外との連携もある。

関係機関名	連絡先電話番号
東京都江東児童相談所	03-3640-5432
東京都教育相談センター	03-3360-8008
警視庁江戸川少年センター	03-3651-8567
葛西警察署生活安全課	03-3687-0110
警視庁サイバー犯罪対策課	03-3431-8109
東京都東部学校経営支援センター支所Dチーム	03-3630-9184

8 学校評価及び基本方針についての取組の点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

ア いじめの防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。

イ 学校ホームページで公表する。

(2) いじめについての取組について

ア 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、生徒、教職員、保護者が評価する。

イ 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。

ウ 評価結果を公表し、生徒、保護者、地域に周知する。

9 年間計画

月	行 事	取 組 内 容
4	・新入生導入指導 ・教育相談（三者面談） ・第1回学校いじめ対策委員会 ・スクールカウンセラー面談	・高校生活の過ごし方に関する指導 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・学校の方針と具体的対応の確認及びいじめ防止の取組みと年間計画の確認 ・1学年全員対象に高校生活の過ごし方に関する指導や個別相談による生徒状況の把握
5	・教育相談委員会	・生徒情報交換
6	・第1回生徒対象アンケート調査・聞き取り調査	・いじめ、迷惑調査（全校）
7	・生徒からの聞き取り調査 ・夏休み前の講話	・いじめの状況把握及び家庭生活の状況確認 ・これまでの高校生活振返と休暇の過ごし方

	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回拡大教育相談委員会（校内研修）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内における人権に係る問題の把握</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談（二者面談）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の生活状況や問題意識等の確認</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談（二者面談）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の生活状況や問題意識等の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談（二者面談）</li> <li>学校運営連絡協議会でいじめ調査の連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の生活状況や問題意識等の確認</li> <li>いじめ調査の内容確認</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回生徒対象アンケート調査・聞き取り調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ、迷惑調査（全校）</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談（二・三者面談）</li> <li>冬休み前の講話</li> <li>第2回校内いじめ防止教職員研修（第2回拡大教育相談委員会〈校内研修〉）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭生活の状況確認</li> <li>これまでの高校生活振返と休暇の過ごし方</li> <li>校内における人権に係る問題の把握及び生徒情報交換</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回学校いじめ対策委員会</li> <li>学校運営連絡協議会での報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止の年間の取組みの検証と課題</li> <li>いじめ調査の報告</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談（二・三者面談）</li> <li>第3回生徒対象アンケート調査・聞き取り調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の生活状況や問題意識等の確認</li> <li>いじめ、迷惑調査（全校）</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>終業式の講話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間の高校生活を振り返って</li> </ul>